

告 示

埼玉県告示第二百二十六号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」という。）第七条の三第一項第二号の規定により指定する特定工程及び同条第六項の規定により指定する特定工程後の工程を次のとおり指定する。

この告示は、平成二十四年七月一日から施行し、同日以後に、法第六条第一項の規定により確認の申請書を提出する建築物、法第六条の二第一項に規定する確認を受けるための書類を提出する建築物及び法第十八条第二項に規定する計画を通知する建築物（法第六十八条の二十第二項の規定により建築物である認証型式部材等に係る型式に適合するとみなされる建築物及び法第八十五条第五項の許可を受けた建築物を除く。）について適用する。

平成二十一年一月一日からこの告示の施行の日の前日までに法第六条第一項の規定により確認の申請書を提出した建築物、法第六条の二第一項に規定する確認を受けるための書類を提出した建築物及び法第十八条第二項に規定する計画を通知した建築物であって、平成二十年埼玉県告示第六百号（建築基準法に基づく中間検査に係る特定工程等の指定）による中間検査の対象となるものであり、かつ、当該中間検査を受けていないものについては、なお従前の例による。

平成二十四年三月二日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 中間検査行う区域

埼玉県の区域のうち、法第四条第一項又は第二項の規定により建築主事を置く市町村の区域を除く区域

二 中間検査を行う建築物の構造、用途及び規模

一の建築物であって、新築、増築又は改築に係る部分が次のイからホまでに掲げる構造、用途及び規模のものとする。

イ 主要構造部の全部又は一部を木造その他これに類する構造とした住宅（長屋、共同住宅及び住宅以外の用途を兼ねる建築物を含む。）であって、地階を除く階数が三以上のもの（ホに掲げる建築物を除く。）

ロ 鉄骨造その他これに類する構造の建築物であって、地階を除く階数が五以上のもの

ハ 鉄筋コンクリート造その他これに類する構造の建築物であって、地階を除く階数が五以上のもの

ニ 鉄骨鉄筋コンクリート造その他これに類する構造の建築物であって、地階を除く階数が五以上のもの

ホ イから二までに掲げる構造のうち二以上の構造を併用する建築物であつて、地階を除く階数が五以上のもの

三 指定する特定工程

次のイからへまでに掲げる工程（二、ホ及びへに規定する建築物の工事の工程に法第七条の三第一項第一号に規定する特定工程が含まれる場合にあつては、当該特定工程）とする。

イ 前号イに掲げる建築物にあつては、屋根工事の工程

ロ 前号ロからホまでに掲げる建築物にあつては、基礎の配筋工事の工程

ハ 前号ロに掲げる建築物にあつては、一階の建て方工事の工程

ニ 前号ハに掲げる建築物にあつては、二階の床及びこれを支持するはりの配筋工事（当該配筋工事を現場で行わない場合にあつては、二階の床及びこれを支持するはりの取付工事）の工程

ホ 前号ニに掲げる建築物にあつては、一階の建て方工事の工程

へ 前号ホに掲げる建築物にあつては、前号ロから二までに規定する構造に応じハからホまでに掲げる工程

四 指定する特定工程後の工程

次のイからへまでに掲げる工程（二、ホ及びへに規定する特定工程を法第七条の三第一項第一号に規定する特定工程とした場合にあつては、建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第十二条に規定する特定工程後の工程）とする。

イ 前号イに掲げる特定工程にあつては、壁の外装工事及び内装工事（これらの工事のうち、工法上中間検査前に施工することがやむを得ない工事を除く。）の工程

ロ 前号ロに掲げる特定工程にあつては、基礎コンクリートの打設工事の工程

ハ 前号ハに掲げる特定工程にあつては、耐火被覆工事その他鉄骨部分を覆う工事の工程

ニ 前号ニに掲げる特定工程にあつては、二階の床及びこれを支持するはりに配置された鉄筋をコンクリートその他これに類するもので覆う工事（二階の床及びこれを支持するはりの配筋工事を現場で行わない場合にあつては、直上階の柱又は壁の取り付け工事）の工程

ホ 前号ホに掲げる特定工程にあつては、柱又ははりの配筋工事の工程

へ 前号へに掲げる特定工程にあつては、前号ハからホまでに掲げる特定工程に応じハからホまでに掲げる工程